

報告第 18 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 10 月 12 日 提出

羽曳野市長 山 入 端 創

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和3年 9月3日	1,081,450円	■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■	令和2年5月2日午後1時50分頃、壺井出荷場前停留所において、循環バスが方向転換のために後退中、後方から他の車両が接近してきたことからブレーキをかけた際、その揺れにより乗客である相手方の頸部及び腰部を負傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し事件に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
令和3年 8月2日	261,151円	■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■	令和3年6月9日午後7時頃、羽曳野市立陵南の森運動広場において、野球を行っていた者のボールが、当該広場のフェンスを越え、隣接する相手方住宅の車庫に駐車されていた車両に接触したことにより、これを損傷させたものであるが、当該行為者を特定できないことから、施設管理者である本市が損害賠償するもの。	(1) 本市は、相手方に対し事件に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
令和3年 7月5日	150,000円	■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■	令和3年4月23日午後3時頃、翠鳥園遺跡公園内のガイダンス施設の屋根を覆う植栽用の土砂が風により飛散し、当該公園に隣接する駐車場に駐車していた相手方所有の自動車の屋根に落下したことにより、これを損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し事件に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。